

事務連絡  
平成 31(2019)年 2 月 22 日

指定生活介護事業所設置法人 様

栃木県保健福祉部障害福祉課福祉サービス事業担当

指定生活介護事業所における医師未配置減算の取扱いについて（通知）

日頃から障害福祉施策の推進に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

このことについて、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 19 号）第 8 1 条第 1 項第 1 号及び指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 20 号）第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、医師については利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の配置（嘱託医の確保で可）が求められていますが、どの程度の勤務実態をもって配置していると判断できるかという基準が不明確でありました。

ついては、平成 31(2019)年 4 月 1 日以降、県では以下のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

【医師配置の目安】

・医師が健康管理や相談、基本的診療等のために、障害者支援施設、生活介護事業所に原則毎月 1 回以上の勤務を行っていること。

※介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書に添付する従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表には、必ず配置医の勤務予定を記載してください。

〔未配置と判断する具体例〕

- ・医師が年に数回、健康診断や予防接種のためだけに来所し、診療等をする場合
- ・嘱託医契約はあるものの、勤務実態がほとんどない場合（実質的な協力医療機関になっている場合）

なお、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができます（これ以外の事業所については、医師を必ず配置する必要があり、未配置の場合は指定基準を満たさないこととなります。）が、これに該当する場合も、報酬算定上、医師未配置減算の適用を受ける必要がありますので、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書により届出を行ってください。

今後は、実地指導等により医師の勤務実態を確認させていただき、未配置と判断された場合は、過誤調整を行っていただきますので、御承知おきください。

障害福祉課  
福祉サービス事業担当  
TEL 028-623-3059  
FAX 028-623-3052